

社会基盤 ME 養成講座（愛媛大学 履修証明プログラム）の厚生労働省助成金申請について

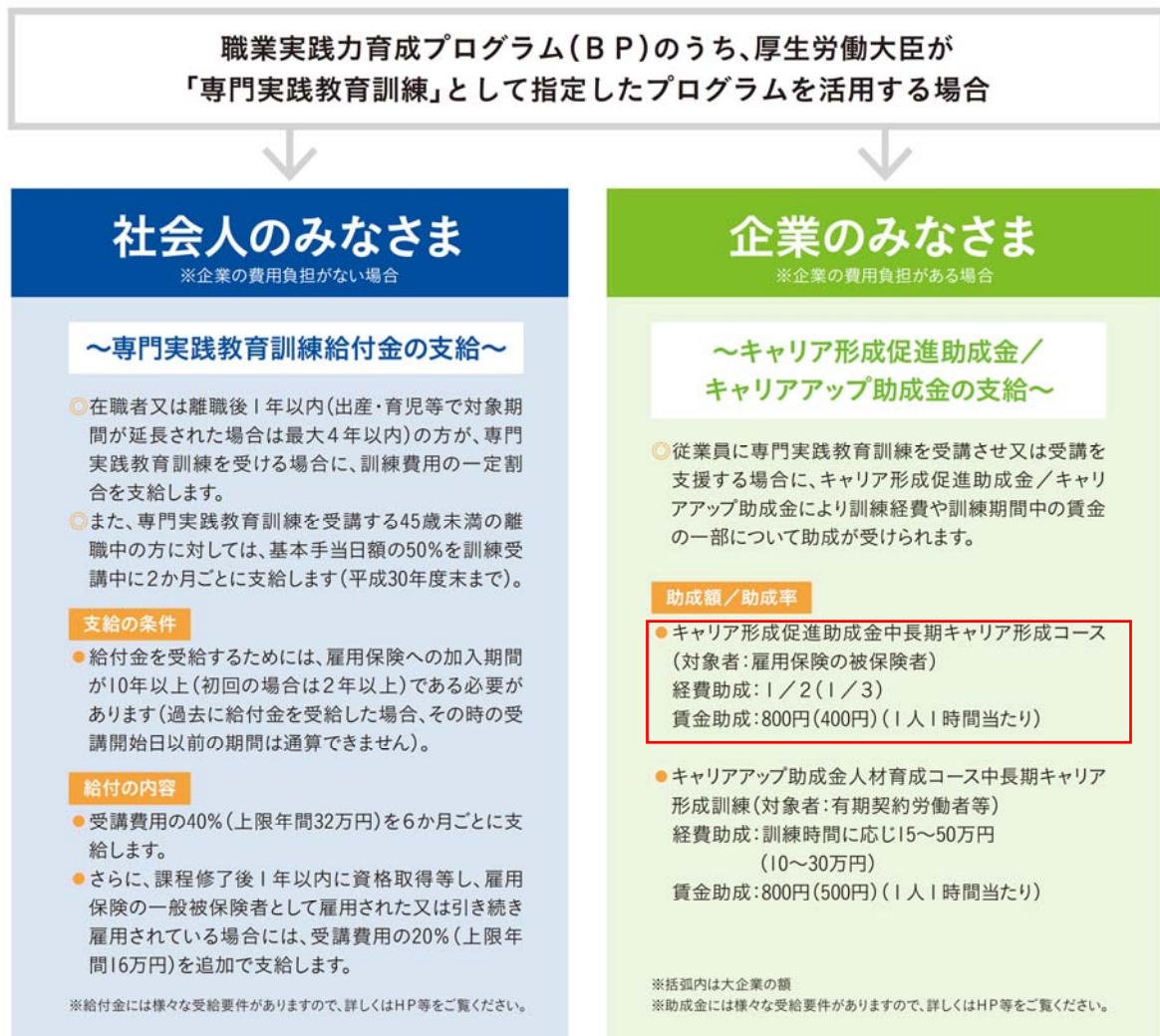
- 以下の認定により、本講座は平成31年度講座から助成金の申請が可能となりました。
文部科学省「職業実践力育成プログラム（BP）」の認定済み ⇒ 平成29年4月以降の課程
厚生労働省「専門実践教育訓練」の認定済み ⇒ 平成31年4月1日付で指定

■ 該当する助成制度とコース

- ①人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）制度 特定訓練コース
- ②人材開発支援助成金（旧キャリアアップ助成金）制度 特別育成訓練コース
- ③専門実践教育訓練給付金

※それぞれの対象者に応じて、①～③を選択してください。

「雇用保険の被保険者」の場合は、①が申請するコースです。



■ 申請手続きの詳細について

厚生労働省ホームページ:

人材開発支援助成金 ご案内 <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000342689.pdf>

問合せ先: 愛媛労働局助成金センター 担当 (サイトウさん), 089-987-6370

■ 手続きの流れ

①「特定訓練コース」の場合、申請手続きの流れは以下のとおりです。

（“人材開発支援助成金 ご案内”より抜粋）

※訓練開始日から起算して1か月前までに必要書類の提出が必須です。

Ⅲ-1 手続きの流れ

①特定訓練コース及び②一般訓練コースに共通して必要な前準備

- ・職業能力開発推進者の選任
- ・事業内職業能力開発計画の策定

P.11

P.11

- ①特定訓練コース（雇用型訓練はP.20から）
- ②一般訓練コース

① 都道府県労働局へ訓練計画の提出

- 自社における訓練計画の作成
- 訓練開始日から起算して1か月前までに「訓練実施計画届（訓練様式第1号）または訓練実施計画届（団体様式第1号）」と必要な書類（P.37～39参照）の各都道府県労働局への提出が必須となります。また、申請手続きは雇用保険適用事業所単位となります。

提出

② 訓練の実施

- 内部・外部講師によって行われる訓練、教育訓練施設で実施される訓練等

③ 都道府県労働局へ支給申請書の提出

- 訓練終了日の翌日から起算して2か月以内に「支給申請書（訓練様式第5号）」と、必要な書類（P.40～43参照）を労働局に提出

提出

④ 助成金の受給

支給審査の上、支給・不支給を決定（審査には時間を要します）

支給・不支給の通知

各都道府県労働局